

(様式 1)

平成30年度指定管理者による公の施設の管理状況評価表

1 施設名	(所管課) 県営住宅															
2 施設所在地	富山市、高岡市、射水市															
3 施設設置年度	昭和37 年度															
4 設置目的	住宅に困窮する者に対して、低廉な家賃で住宅を賃貸し、又は転賃することにより、県民の住生活の安定を図るため。															
5 施設概要	<table border="1"><tr><td>富山市内</td><td>15団地</td><td>1, 367戸</td></tr><tr><td>高岡市内</td><td>4団地</td><td>216戸</td></tr><tr><td>射水市内</td><td>5団地</td><td>1, 045戸</td></tr><tr><td>合計</td><td>24団地</td><td>2, 628戸</td></tr></table>				富山市内	15団地	1, 367戸	高岡市内	4団地	216戸	射水市内	5団地	1, 045戸	合計	24団地	2, 628戸
富山市内	15団地	1, 367戸														
高岡市内	4団地	216戸														
射水市内	5団地	1, 045戸														
合計	24団地	2, 628戸														
6 指定管理者	光陽興産株式会社															
7 指定期間	5 年 平成30年4月1日 ~ 令和5年3月31日															
8 利用者数及び利用（使用）料金収入の状況																
(1)利用者数（人）	※この他、参考となる指標があれば追加															
<table border="1"><thead><tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr></thead><tbody><tr><td>5, 081人 (2, 429戸)</td><td>5, 510人 (2, 353戸)</td><td>5, 234人 (2, 293戸)</td><td>4, 969人 (2, 228戸)</td><td>4, 862人 (2, 156戸)</td></tr></tbody></table>					H26	H27	H28	H29	H30	5, 081人 (2, 429戸)	5, 510人 (2, 353戸)	5, 234人 (2, 293戸)	4, 969人 (2, 228戸)	4, 862人 (2, 156戸)		
H26	H27	H28	H29	H30												
5, 081人 (2, 429戸)	5, 510人 (2, 353戸)	5, 234人 (2, 293戸)	4, 969人 (2, 228戸)	4, 862人 (2, 156戸)												
(2)利用（使用）料金収入（千円）	<table border="1"><thead><tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr></thead><tbody><tr><td>603, 048</td><td>599, 563</td><td>586, 816</td><td>569, 403</td><td>544, 715</td></tr></tbody></table>				H26	H27	H28	H29	H30	603, 048	599, 563	586, 816	569, 403	544, 715		
H26	H27	H28	H29	H30												
603, 048	599, 563	586, 816	569, 403	544, 715												
(3)利用料金収入見込み額（利用料金制導入施設の場合）	<table border="1"><thead><tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr></thead><tbody><tr><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr></tbody></table>				H26	H27	H28	H29	H30	-	-	-	-	-		
H26	H27	H28	H29	H30												
-	-	-	-	-												

9 評価項目

(1) 利用者数・収入の増減に対する評価

- ・利用者数の減少による家賃収入の減少。
- ・1世帯あたりの人員の減少(ひとり親世帯、高齢単身世帯、障害者等の増加)

(2) サービス向上に向けた取組み

- ①時間外、休日における窓口業務の実施
- ②県営住宅入居申込書の郵送受付の実施
- ③時間外、休日における入居者からの緊急修繕依頼への対応
- ④指定管理者ホームページ、賃貸雑誌での県営住宅入居案内の実施
- ⑤高岡市内に入居申込受付等の窓口を設置
- ⑥単身高齢者の見守りサービスの実施
- ⑦ビルメンテナンス会社と提携し、24時間管理の実施
- ⑧高齢者、障害者の入居希望に対して、事前の内見を実施

(3) 利用促進（収入増）に向けた取組み

特になし(不特定多数を対象とした集客施設ではないため)

(4) 利用者のニーズ把握や苦情への対応

①アンケート結果

実施方法	実施期間：通年、実施方法：窓口に来場した相談者を対象にアンケート用紙を配布
回答者数	回答者数：42組
結果	窓口や電話での対応：良かった 61.9%
結果を踏まえた改善事項	内見したいとの意見があり、高齢者や障害者には内見を実施する配慮を行った。

②その他利用者の声を反映させる取組み

- ・管理連絡員（指定管理者と連絡を取り合う住宅団地の代表）経由で入居者のニーズを把握。
- ・管理連絡員会議を年2回開催
- ・事前に相談・要望シートを配布し、ニーズを把握した。
- ・緊急の場合は、直接入居者と連絡を取り、苦情解決に取り組んだ。

③主な苦情と対応

- ・水道管の水漏れ、換気扇の不具合等について、修繕対応を実施した。

(5) 個人情報保護の取組み

個人情報取扱特記事項の遵守について、職員に周知徹底し、入居者のプライバシー保護を図っている。

(6) 関係団体との連携

管理連絡員会議を年2回開催した。各団地の管理連絡員や修繕業者と連携し、時間外の機器の故障等に対し、早期の対応を図った。

(7) 施設・設備の維持管理

適切に維持管理されているが、施設の老朽化に伴い、修繕費の所要額が増加傾向にある。その一方で修繕費の上限額が決まっており、それを超える修繕に対応できない状況になりつつある。

(8) 危機管理・安全管理などの取組み

- ・緊急修繕または防災上の対応が必要な場合に備え、緊急連絡網を整備した。
- ・時間外においても管理連絡員や修繕業者と連携し、早期の対応を図った。
- ・入居者に対し、火気の使用や取り扱いなど防火に関する注意喚起を行った。

10 所管課の管理運営確認状況

- ①定期報告の受理
- ②維持管理・運営状況等の担当職員現地確認
- ③個人情報に関するトラブルの有無
- ④危機管理・安全管理上のトラブルの有無

有／無	回数(有の場合)
有	33
有	多数
無	-
無	-

【トラブルの具体的な内容と対応】

無し

11 今後の課題等 (収入確保、経費削減、サービス維持向上等の観点から今後の課題を記載)

- ・施設の老朽化が進んでおり、入居者の安心・安全な暮らしを確保するため、県および指定管理者が協力し、県営住宅長寿命化計画に基づき、計画的修繕を実施する必要がある。